

特別支援教育の現状に関する基礎資料



1. 特別支援教育をめぐる現状について
2. インクルーシブ教育システムの構築
3. 特別支援教育における教育課程について
4. 合理的配慮の提供に関する取組について
5. 特別支援教育におけるICT活用について

-
1. 特別支援教育をめぐる現状について
 2. インクルーシブ教育システムの構築
 3. 特別支援教育における教育課程について
 4. 合理的配慮の提供に関する取組について
 5. 特別支援教育におけるICT活用について

特別支援教育とは

- ◆ 特別支援教育とは、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導や必要な支援を行うもの。

視覚障害・弱視

視機能（視力、視野、色覚など）が永続的に低下することにより、学習や生活に困難がある状態

聴覚障害・難聴

身の周りの音や話し言葉が聞こえにくかったり、ほとんど聞こえなかったりする状態

知的障害

同年齢の子供と比べ、認知や言語などにかかる知的機能の発達に遅れがあり、他人との意思の交換等についての適応能力も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態

肢体不自由

身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態

病弱・身体虚弱

心身が病気のため弱っている状態や、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気かかりやすいといった状態

言語障害

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状況。また、そのため本人が引け目を感じるなど、社会生活上不都合な状態

情緒障害

周囲の環境から受けるストレスにより、場面によって話ができないなど、自分の意思ではコントロールできない心身の状態が継続し、学習や生活に困難がある状態

自閉症

①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわるという特徴があり、これらにより、学習上及び生活上、様々な困難に直面している状態

学習障害 (LD)

全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難に直面している状態

注意欠陥多動性障害 (ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、多動性又は衝動性により、生活上、様々な困難に直面している状態

障害のある子供の学びの場と教育課程

小・中・高等学校

通常の学級

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に実施
- ※学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が小・中8.8%、高(通信制除く)2.2%(R4)

通級による指導

- 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために実施する特別の指導

対象障害種

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

児童生徒数 (R5)

約203,400人
(小:約166,600人、中:約34,400人、高:約2,400人)

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓各教科等は通常の学級で授業を受けつつ、障害に応じた特別な指導として、自立活動の内容を参考とした指導を実施。学校の教育課程に加え、又は一部に替えることが可能
- ✓年間35単位時間(学習障害・注意欠陥多動性障害は10単位時間)から280単位時間までを標準

障害のある子供一人一人について、関係機関との連携を図り長期的な視点で教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」と一人一人の教育的ニーズに応じた目標、内容、方法等を明確にする「個別の指導計画」の作成・活用が必要(通常の学級については努力義務)

いずれの学びの場であっても、本人・保護者から何らかの配慮が求められた場合には、過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供

特別支援学校

- 障害のある児童生徒に対して幼・小・中・高に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校

対象障害種

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

児童生徒数 (R6)

約155,100人
(幼稚部:約1,100人、小学部:約53,100人
中学部:約34,300人、高等部:約66,700人)

教育課程

- 特別の教育課程を編成
- ✓障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を実施
- ✓障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標・内容を下学年の目標・内容に替えたり、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う各教科に替えるなど、実態に応じた教育課程を編成

- 特別支援学校学習指導要領等に基づき幼・小・中・高に準じた教育課程を編成
- ✓障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための自立活動を実施
- ✓障害の状態により特に必要な場合や重複障害の児童生徒は弾力的な教育課程の編成が可能
- ✓知的障害者である児童生徒は、知的障害の特性等を踏まえた各教科等による教育課程を編成

義務教育段階において特別支援教育を受けている児童生徒の状況(H16 → R6)



- 義務教育段階で特別支援教育を受ける児童生徒は増加しており、この20年間で約3.8倍。全児童生徒に占める割合は7.3%となっている。

義務教育段階の全児童生徒数

(平成16年度) (平成26年度) (令和6年度)

1,092万人 ⇌ 1,019万人 ⇌ 927万人

20年間で
約3.8倍

特別支援教育を受ける児童生徒数

17.9万人 ⇌ 34.0万人 ⇌ 68.0万人
1.6% ⇌ 3.3% ⇌ 7.3%

特別支援学校

視覚障害 聴覚障害 知的障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

5.3万人 ⇌ 6.9万人 ⇌ 8.7万人
0.5% ⇌ 0.7% ⇌ 0.9%

20年間で
約1.6倍

小学校・中学校

特別支援学級

知的障害 肢体不自由
身体虚弱 弱視 難聴
言語障害 自閉症・情緒障害

9.1万人 ⇌ 18.7万人 ⇌ 39.5万人
0.8% ⇌ 1.8% ⇌ 4.3%

20年間で
約4.3倍

通常の学級（通級による指導）

言語障害 自閉症 情緒障害
弱視 難聴 学習障害
注意欠陥多動性障害
肢体不自由 病弱・身体虚弱

3.6万人 ⇌ 8.4万人 ⇌ 20.1万人
0.3% ⇌ 0.8% ⇌ 2.1%
(注)

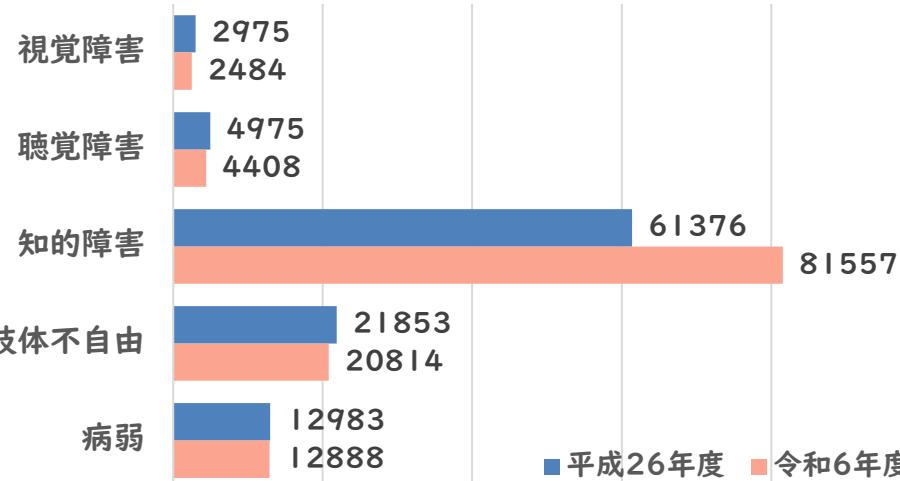
20年間で
約5.6倍

(注) 令和6年度における通級による指導を受ける児童生徒数（20.1万人）は、最新の調査結果である令和5年度通年（国公私立）の値を用いている。
なお、平成15年度及び26年度の通級による指導を受けている児童生徒数は、5月1日時点（公立のみ）の値。

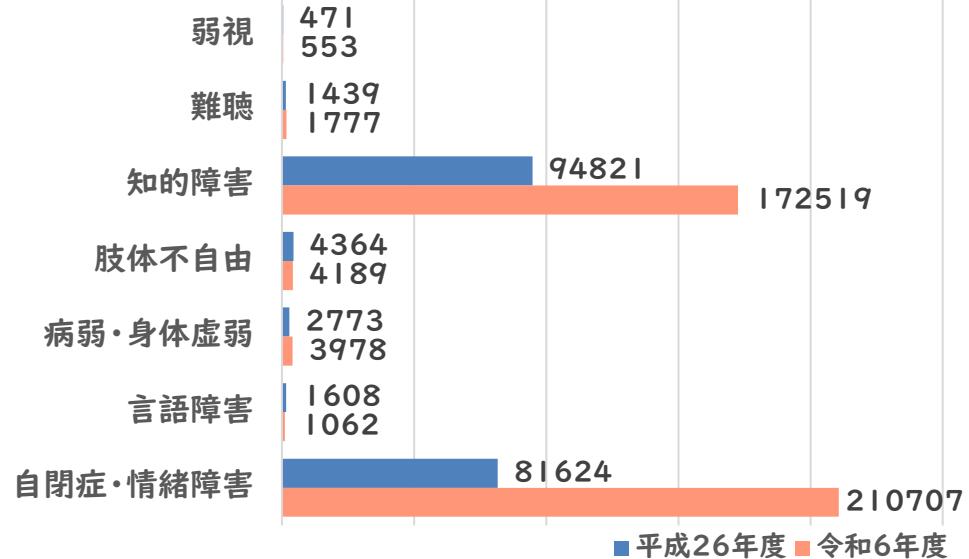
義務教育段階で特別支援教育を受ける児童生徒の推移（学びの場・障害種別）

- 特別支援学校では知的障害の児童生徒、特別支援学級では知的障害や自閉症・情緒障害の児童生徒、通級による指導では言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童生徒が大きく増加している。

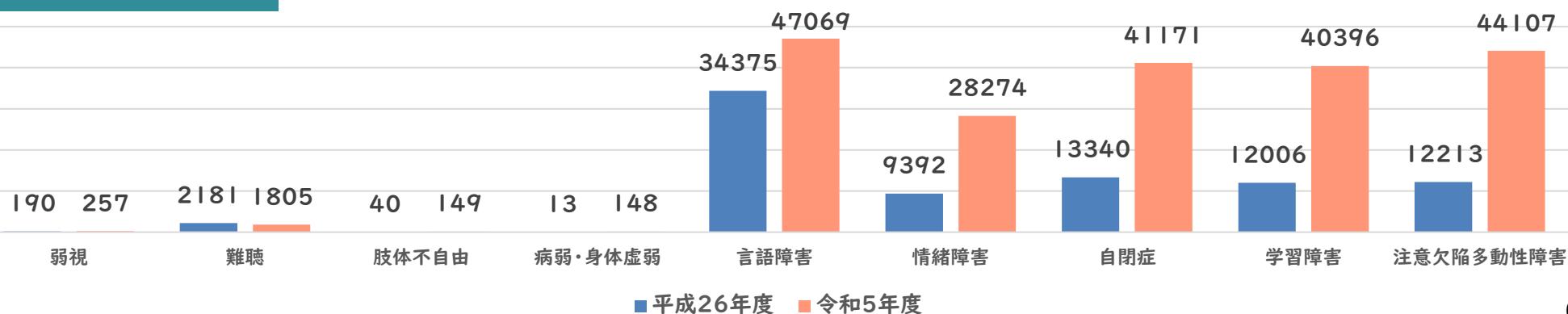
特別支援学校



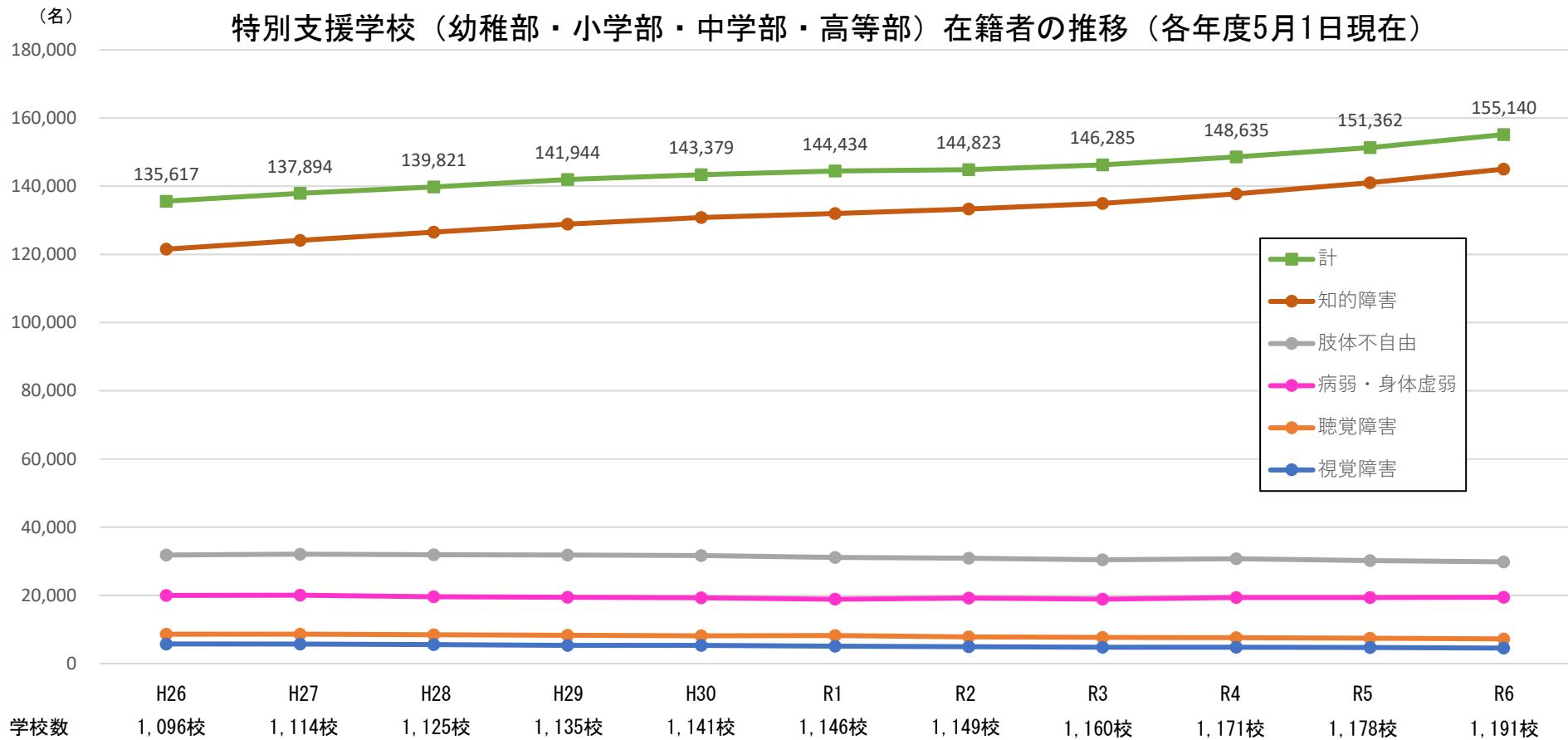
特別支援学級



通級による指導



特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移



【令和6年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	83	120	836	343	152	1,534
在籍者数	4,537	7,227	145,028	29,839	19,439	206,070
学級数	2,025	2,700	33,888	11,902	7,742	58,257

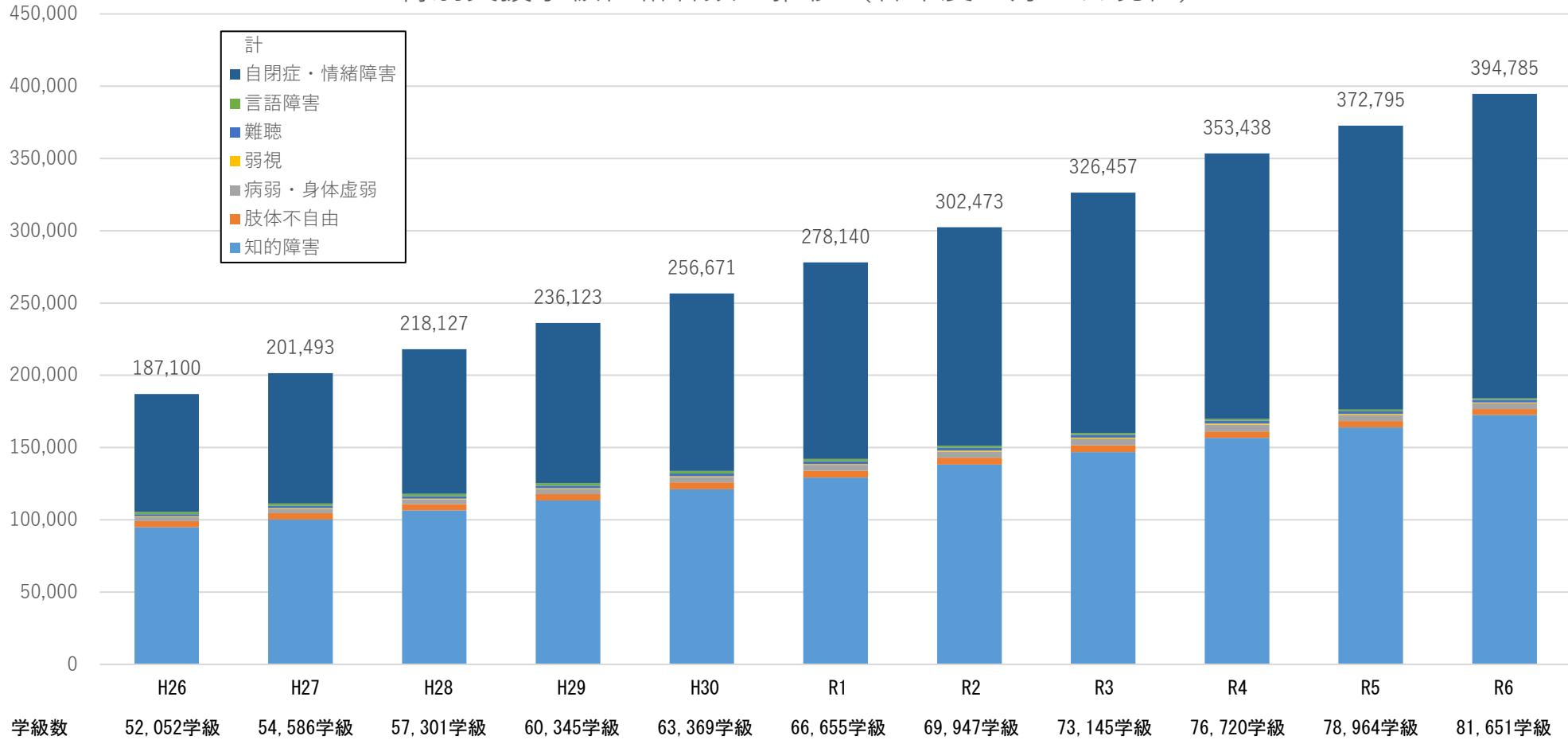
(出典)学校基本調査

※上記表は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数のグラフと表の数値は一致しない。

特別支援学級の児童生徒数・学級数

(名)

特別支援学級在籍者数の推移（各年度5月1日現在）

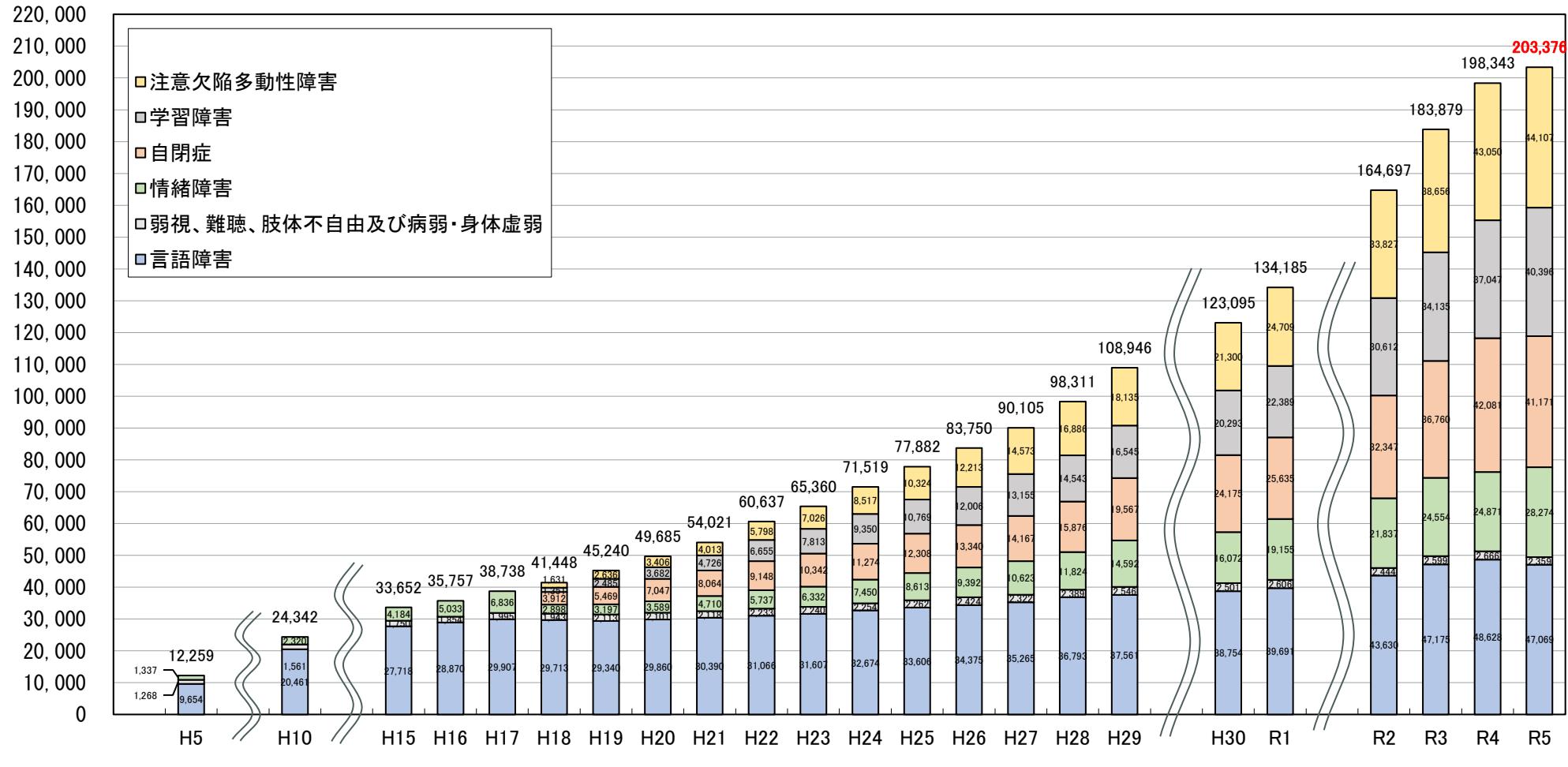


【令和6年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	34,297	3,024	2,800	501	1,310	603	39,116	81,651
在籍者数	172,519	4,189	3,978	553	1,777	1,062	210,707	394,785

(出典)学校基本調査

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度～令和5年度の数値は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

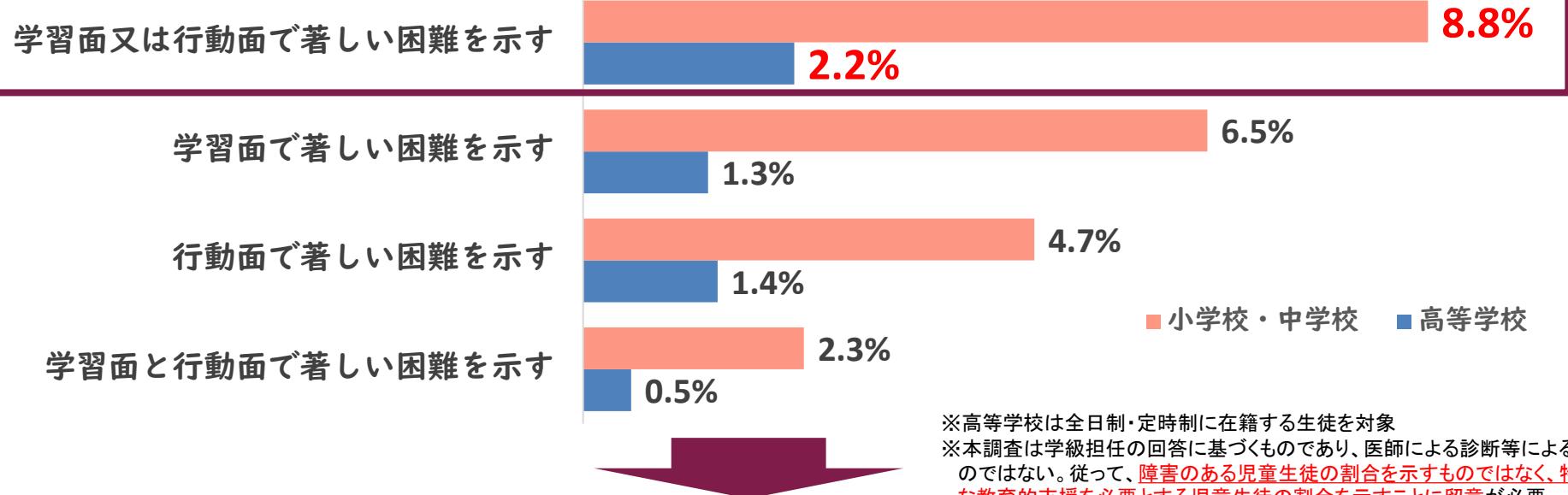
※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況（令和4年度）



学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%（推定値）



「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況（推定値）

1. 現在、通級による指導を受けている児童生徒の割合

小学校・中学校 10.6%

高等学校 5.6%

2. 校内委員会において、特別な教育的支援を必要と判断されている児童生徒の割合

小学校・中学校 28.7%

高等学校 20.3%

「学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の支援の状況

3. 「個別の教育支援計画」が作成されている児童生徒の割合

小学校・中学校 18.1%

高等学校 10.5%

4. 「個別の指導計画」が作成されている児童生徒の割合

小学校・中学校 21.4%

高等学校 10.8%

5. 授業時間以外の個別の配慮・支援（補習授業の実施、宿題の工夫等）を受けている児童生徒の割合

小学校・中学校 29.1%

高等学校 17.2%

6. 授業時間内に教室以外の場で個別の配慮・支援（通級による指導を除く個別指導等）を受けている児童生徒の割合

小学校・中学校 16.0%

高等学校 4.3%

7. 授業時間内に教室内で個別の配慮・支援（座席位置の配慮、コミュニケーション上の配慮、習熟度別学習における配慮、個別の課題の工夫等）を受けている児童生徒の割合

小学校・中学校 54.9%

高等学校 18.2%

8. 専門家（特別支援学校、巡回指導員、福祉・保健等の関係機関、医師、スクールカウンセラー（SC）、作業療法士（OT）など）に学校として定期的に意見を聞いている児童生徒の割合

小学校・中学校 14.8%

高等学校 9.9%

-
1. 特別支援教育をめぐる現状について
 2. インクルーシブ教育システムの構築
 3. 特別支援教育における教育課程について
 4. 合理的配慮の提供に関する取組について
 5. 特別支援教育におけるICT活用について

インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の考え方について

障害者の権利に関する条約(第24条)

- 「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、
- 障害のある者が「general education system」(教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域社会において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている

障害者基本法(第16条)

- 国及び地方公共団体は、障害者が年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために、可能な限り障害者である児童生徒が障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、必要な施策を講じること
 - 国及び地方公共団体は、障害のある児童生徒とその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと
- 等が規定されている

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(平成24年 初等中等教育分科会報告)

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要。その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。
- 障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことをを目指すべき。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)(令和3年)

- 特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるもの。
- 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

障害のある児童生徒の就学先決定の仕組み・手続きの流れ

時期

10/31
まで

1/31
まで

4/1

- 就学に関する事前の相談・支援
- 早期からの就学に関する事前の教育相談
- 就学説明会、学校見学や体験入学

市区町村教委

該当

施行令第22条の3、第756通知

学齢簿の作成

就学時健康診断

保護者等の意見聴取・意向確認

教育的ニーズの整理・
必要な支援内容の検討

- 専門家からの意見聴取（教育支援委員会等）
 - 障害の状態
 - 教育上必要な支援の内容
 - 地域における教育の体制の整備の状況
 - 本人及び保護者の意見
 - 専門家の意見
 - その他の事情
- （※令第22条の3は、特別支援学校就学のための必要条件であるとともに総合的判断の際の判断基準の一つ）

市区町村教育委員会による総合的な判断

合意形成と就学先決定

都道府県教委

特別支援学校への
入学期日等の通知
（→保護者）

小中学校等への
入学期日等の通知
（→保護者）

特別支援学校

小中学校等
通常の学級（通級による指導）、特別支援学級

在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更※

※就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく（総合的判断）

情報の引継ぎ／個別の教育支援計画の作成・活用

※特別支援学校に就学相当の障害の程度と判断された者のうち、小学校に就学先が決定となった者の割合は34.2%（令和4年5月1日）

学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒について



学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

第二十二条の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解する事が不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ul style="list-style-type: none">一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none">一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	<ul style="list-style-type: none">一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオージオメータによる。

公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

(1) 調査対象：都道府県・市区町村教育委員会

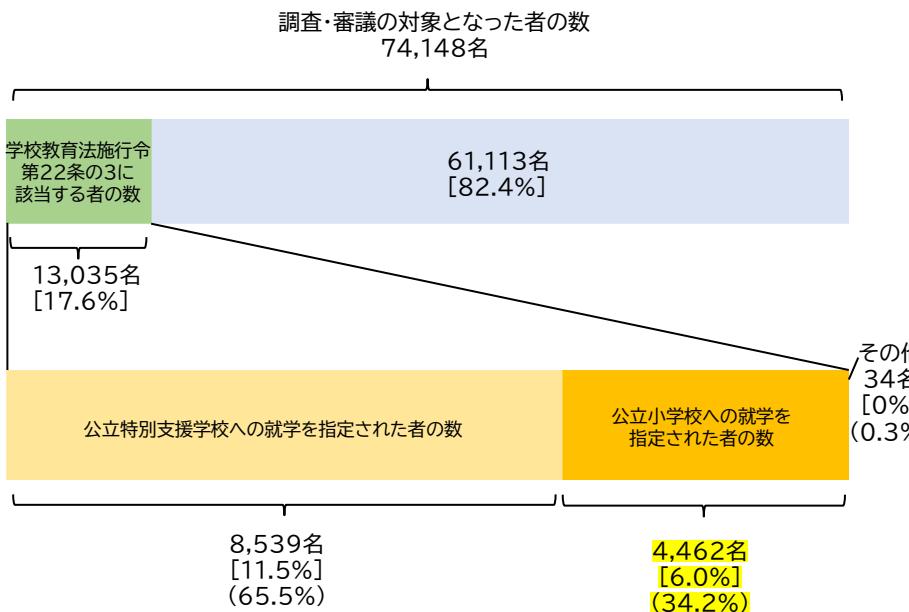
(2) 調査時点：令和4年5月1日時点

(3) 主な調査事項

- ① 令和4年度の就学予定者(新第1学年)として、令和3年度に、市区町村教育支援委員会等において、特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す「学校教育法施行令第22条の3」(以下、「22条の3」という。)に該当すると判断された者の就学指定先等
- ② 22条の3に該当する在籍者数(小学校第1学年・中学校第1学年)

(4) 主な結果概要

- ① 22条の3に該当する者のうち、
公立小学校への就学を指定された者の割合は約34%であり、
前回調査(約26%)より増加。



※ []内は調査・審議の対象となった者に対する割合。()内は学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する障害の程度の者に対する割合。

※ 「市区町村教育支援委員会等」には、名称が「教育支援委員会」や「就学指導委員会」以外であっても、児童生徒の教育的ニーズをきめ細かく把握し、これを就学先の決定に反映するため、また、その後の一貫した支援を行うための調査・審議機関を含む。

※ 「その他」の34名には、病弱・発育不完全により就学猶予・免除を受けている児童生徒等が含まれる。

- ② 公立小・中学校における22条の3に該当する児童生徒について
- 学級種別に見ると、9割程度が特別支援学級に在籍。

		特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている児童生徒	合計
R4	小学校 第1学年	3,729 (91.2%)	360 (8.8%)	53 (1.3%)	4,089
	中学校 第1学年	2,977 (91.7%)	268 (8.3%)	24 (0.7%)	3,245
(参考) H30	小学校 第1学年	2,773 (90.5%)	291 (9.5%)	42 (1.4%)	3,064
	中学校 第1学年	1,797 (88.0%)	245 (12.0%)	30 (1.5%)	2,042

- 特別支援学級に在籍する児童生徒を障害種別に見ると、以下のとおり。



- I. 特別支援教育をめぐる現状について
2. インクルーシブ教育システムの構築
3. 特別支援教育における教育課程について
4. 合理的配慮の提供に関する取組について
5. 特別支援教育におけるICT活用について

特別支援学校の教育課程及び特別支援学級、通級による指導における特別の教育課程の編成の特徴

特別支援学校の教育課程	小学校等の特別の教育課程		
	特別支援学級		通常の学級 通級による指導
<p>「<u>自立活動</u>」の実施に加え、障害の状態に応じた弾力的な教育課程が編成可。</p> <p>知的特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた各教科を設定</p> <p>(編成の主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下学年の教育課程を編成する場合 ・特別支援学校(知的障害)各教科に一部又は全部を替えた教育課程を編成する場合 ・自立活動を主とする教育課程を編成する場合 等 	<p>○障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、「<u>自立活動</u>」を取り入れる</p> <p>○児童生徒の<u>障害の程度や学級の実態等を考慮</u>の上、実態に応じた教育課程を編成</p> <p>(編成の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に代替 ・各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に代替 	<p>○通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた<u>特別の教育課程</u>を編成。「<u>自立活動</u>」の内容を参考として、<u>障害による学習上又は生活上の困難を改善すること</u>を目的とする指導を実施</p>	—

「自立活動」について

教育課程上の位置付け

- 特別支援学校の教育課程は、小学校、中学校、高等学校等の各教科等と「自立活動」によって編成（知的障害の特別支援学校においては知的障害の各教科等と自立活動）。
- 自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。
- 自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定める。
- 特別支援学級では特別支援学校学習指導要領に示す自立活動を取り入れること、通級による指導では自立活動の内容を参考として指導を行うことを小学校・中学校学習指導要領に規定

自立活動の目標・内容 (特別支援学校学習指導要領より)

【目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

【内容】

- 1.健康の保持
- 2.心理的な安定
- 3.人間関係の形成
- 4.環境の把握
- 5.身体の動き
- 6.コミュニケーション

【個別の指導計画の作成】

自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、第2に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。

自立活動の変遷

障害の捉え方の変化とともに、自立活動の指導について見直しを行ってきてている。

平成元年学習指導要領
【養護・訓練】：「障害の状態を改善し、又は克服する」

平成11年学習指導要領
【自立活動】：「障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服する」

平成21年・29年学習指導要領
【自立活動】：「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」

自立活動の内容（6区分27項目）

内 容	項 目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

※自立活動の内容の取扱いは、各教科等のようにそのすべてを取り扱うものではなく、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導のねらい及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成するものとする。その際、上記に示す内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとする。（詳細は、特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」を参照）

特別支援学校高等部におけるキャリア教育・進路指導

特別支援学校高等部学習指導要領

第2節

第2款 教育課程の編成 3 教育課程の編成における共通的事項

(6) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

学校においては、第5款の1の(3)に示すキャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、地域及び産業界や労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界や労働等の業務を行う関係機関の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

第5款 生徒の調和的な発達の支援

1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

(3) 生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科・科目等又は各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。その上で、生徒が自己の在り方生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。その際、家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携を十分に図ること。

特別支援学校（知的障害）高等部の教科構成（例）

各学科に共通する各教科										特別の教科 道徳	総合的な探究の時間	特別活動	自立活動	主として専門学科において開設される各教科				
国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語					家政	農業	工業	流通・サービス	福祉
									※	※								

※外国語、情報を設けることができる。

特別支援学校のセンター的機能の強化について

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第74条 特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

第1章第6節 学校運営上の留意事項

3 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

小学校学習指導要領

第1章第4の2

特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

特別支援学校におけるセンター的機能の主な取組内容

※H17中教審答申における整理

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある児童生徒への施設・設備等の提供機能



特別支援学校への相談延べ件数 (令和3年度)	特別支援学校1校あたりの平均件数 (令和3年度)
110,387件	105件
92,998件	88件

（出典）令和4年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査

通級による指導の概要

- 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

- ◆ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

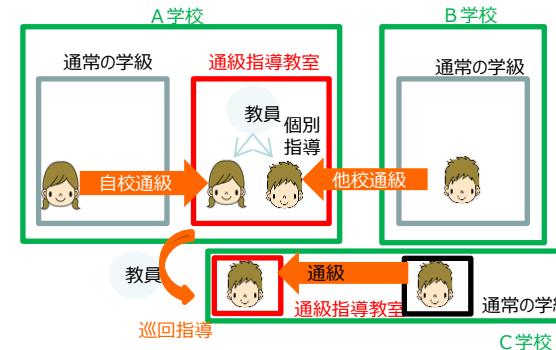
障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学びができるように指導

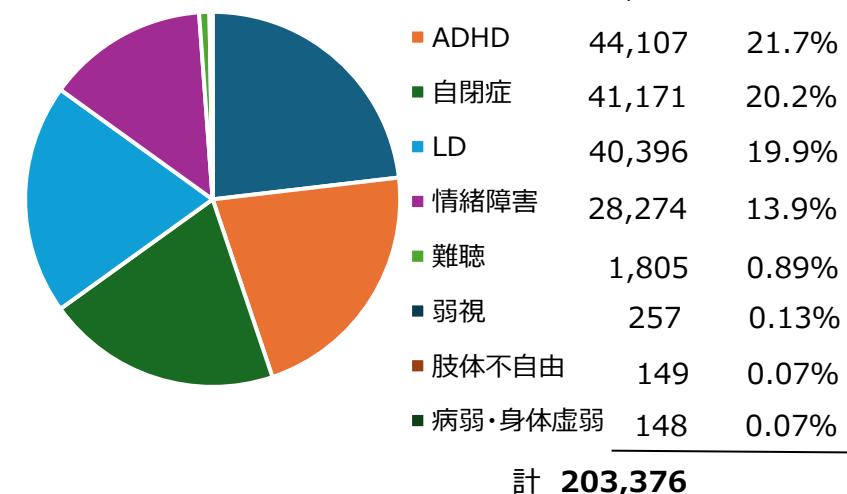
文部科学省の取組

- ◆ 教職員定数の改善
 - ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人）
 - ・公立小・中学校における自校通級、巡回指導を促進するための加配定数措置
 - ・公立高等学校における加配定数措置（R7年度：348人分の経費を地方財政措置）
- ◆ 研修や指導の充実
 - ・（独）国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
 - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
 - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
 - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



●通級を受けている児童生徒数



- I. 特別支援教育をめぐる現状について
2. インクルーシブ教育システムの構築
3. 特別支援教育における教育課程について
4. 合理的配慮の提供に関する取組について
5. 特別支援教育におけるICT活用について

学校における障害者差別解消法を踏まえた対応について

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が平成25年に制定。

障害者差別解消法で求められていること

- ▶ 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）に対して、**不当な差別的取扱いの禁止**、実施に伴う負担が過重でない範囲の**合理的配慮の提供**が課されており、教育現場において対応が求められている。

不当な差別的取扱いの禁止とは

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。
(第7条第1項、第8条第1項)

合理的配慮の提供とは

障害のある人から、社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた際に、負担が過重でない範囲で対応すること。
(第7条第2項、第8条第2項)

※過重な負担については、個別の事案ごとに、**実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）、費用・負担の程度、財政・財務状況**といった要素を考慮して、**具体的な場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要。

- ▶ 合理的配慮は、**障害の特性や具体的な場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いもの**である。そのため、障害のある児童生徒やその保護者と学校・設置者等の**双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応**がなされることが必要。

文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）

障害者差別解消法第11条第1項の規定に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について、文部科学省が所管する分野における行政機関や事業者が適切に対応したり参考にしたりするために必要な事項を定めたもの。

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」との関係

- ▶ 行政機関（教育委員会、公立学校等）や事業者（私立学校等）には、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための、不特定多数の障害者を主な対象として行われる**事前の改善措置（基礎的環境整備）**が努力義務として課されている。
- ▶ 合理的配慮の内容は、**基礎的環境整備の状況や技術の進展、社会情勢の変化等**によって変わり得るものであり、**基礎的環境整備と合理的配慮の提供を両輪として進めること**が必要。

Aさんのための
合理的配慮
車いす利用
の補助

Bさんのための
合理的配慮
るびふり教材
の提供

Cさんのための
合理的
配慮

試験時間延長

基礎的環境整備（第5条）

施設や設備のバリアフリー化、介助者等の人的支援、
情報アクセシビリティの向上 等

現行の学習指導要領における障害のある児童生徒への指導の工夫や配慮と合理的配慮の提供について（イメージ）

学習指導要領

小学校学習指導要領

第1章 総則 第4 児童の発達の支援

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

第2章 国語 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

※中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述。また国語以外の各教科等においても同様の記述。

<学習指導要領解説における例示（小学校 国語編）>

「各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを明確にすることが重要。」

・文章を目で追いながら音読することが困難な場合には、自分がどこを読むのかが分かるように教科書の文を指等で押さえながら読むよう促すこと、行間を空けるために拡大コピーをしたものを用意すること、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きされたものを用意すること、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用することなどの配慮をする。

教育課程の編成・実施における合理的配慮について整理する必要

障害者差別解消法（平成25年法律第65号）

- 行政機関等と事業者に、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うことを義務付け。
- 不特定多数の障害者向けに事前の改善措置を行う、環境の整備を努力義務とする。

差別の解消の推進に関する対応指針（文部科学省告示）

- ・合理的配慮の内容は、環境の整備に応じて変わり得る。
- ・環境の整備と合理的配慮を、両輪として進めることが重要。
- ・合理的配慮は、多様かつ個別性の高いものであり、双方の建設的対話による相互理解を通じて、柔軟に対応されることが必要。

<対応指針における例示>

- ・見えにくさのある児童生徒に、拡大資料やテキストデータを事前に渡す
- ・聞こえにくさのある児童生徒に、外国語のヒアリングに代えて文字による代替問題を用意する
- ・肢体不自由のある児童生徒に、体育の授業の際に、ボールの大きさや走る距離を変更したり、スポーツ用車椅子の使用を許可する
- ・読み・書き等に困難のある児童生徒に、授業や試験においてICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行う など

個別の合理的配慮

本人・保護者との合意形成を踏まえた

情報提供方法の変更

課題の量の変更

学習時間の変更

試験の受験方法の変更

指導内容の変更

など

基礎となる環境整備

教職員や周囲の児童生徒の理解

自分に合った学び方を選択できる環境

誰もが参加しやすい授業の工夫

デジタル学習基盤の活用

など

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（概要）

- ◆ 「対応指針」とは、障害者差別解消法の規定に基づき、政府が閣議決定した基本方針に即して、**文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた告示（令和5年12月28日改正）**。
- ◆ 各都道府県等宛に、対応指針改正に係る通知発出（令和6年1月17日付け文部科学省関係局長等連名）。

現行の対応指針（平成27年）	改定のポイント
第1 趣旨 1 障害者差別解消法の制定の背景及び経緯 2 法の基本的な考え方 3 本指針の位置付け 4 留意点	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 令和3年6月の障害者差別解消法の改正法 等を追記
第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 1 不当な差別的取扱い 2 合理的配慮	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者による合理的配慮の義務化や、合理的配慮と環境の整備との関係 等を追記
第3 関係事業者における相談体制の整備	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 相談対応の担当者をあらかじめ定める等の組織的な対応 等を追記
第4 関係事業者における研修・啓発	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、 事業者の内部規則やマニュアル等の点検 等を追記
第5 文部科学省所管事業分野に係る相談窓口	◆ 文部科学省内の相談窓口を更新
(別紙1) 不当な差別的取扱い、合理的配慮等の具体例 1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例 2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例 3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例	◆ 基本方針や内閣府の対応指針の修正に即し、以下を新設 4 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例 → 自由席のセミナーで視覚障害者から座席配置の配慮に関する申出があった場合に、「特別扱いはできない」という理由で一律に対応を断ること。 5 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例 → 車椅子利用者が介助者と共にスポーツ観戦をする際、車椅子利用者の隣に介助者席を用意できなかった場合に可能な限り近接した席を用意すること。 6 合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例 → エレベーターの設置など学校施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、教職員が、車椅子を利用する児童生徒の求めに応じて教室間の移動等の補助を行うこと。（合理的配慮の提供）
(別紙2) 分野別の留意点 学校教育分野 1 総論 2 初等中等教育段階 3 高等教育段階 スポーツ・文化芸術分野	◆ 4として、 社会教育・生涯学習における合理的配慮に関する留意点や例 を新設

合理的配慮に当たり得る配慮の例

- 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、カラーユニバーサルデザインに配慮した資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える、活動や場所の手がかりとなるものを示す等）、知的障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にるびを振る、単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする、なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。
- 知的障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉や文章を説明する際、絵カード、文字カード、ICT機器等、分かりやすい教材・教具に代えて行うこと。
- 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験において読みやすい字体による資料を作成したり、タブレット端末等のICT機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行ったりすること。
- 障害の特性等により人前での発表が困難な児童生徒等に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課すことや、児童生徒等が自らの発表を録画したものを発表用資料として活用すること。

-
- I. 特別支援教育をめぐる現状について
 2. インクルーシブ教育システムの構築
 3. 特別支援教育における教育課程について
 4. 合理的配慮の提供に関する取組について
 5. 特別支援教育におけるICT活用について

特別支援教育におけるデジタル学習基盤を活用した学びの姿（イメージ）

2つの視点を組み合わせて活用することにより、障害のある子供たちの学びの更なる充実を実現

視点1：個別最適な学びと協働的な学びの実現

個別最適な学び

指導の個別化

必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫等による学習内容の確実な定着を図る

ex.) 一人一人に合った教材の提供

学習の個体化

一人一人に応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供により学習を深め、広げる

ex.) 子供の関心・特性に応じた多様な学び

協働的な学び

多様な他者との協働により、異なる考え方が組み合わさりよりよい学びを生み出す

ex.) 好きなタイミングでの他者参照や共同編集

【デジタル学習基盤による情報活用の飛躍的充実】

情報活用の場面

収集	判断	表現	処理
創造	発信	伝達	

充実の具体的な姿

すぐに #いつでも #どこでも
#1人1人に応じて #大量に #誰とでも
#何度も



組み合わせ

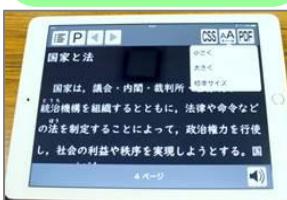
視点2：障害による学習上又は生活上の困難さの改善・克服に向けた活用

各教科等及び自立活動において、個々の障害の状態や特性等に応じて有効に活用し、指導の効果を高める

(活用例)

【視覚障害】

見え方に応じた表示



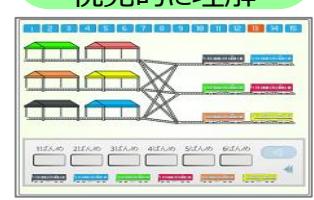
【聴覚障害】

音声を文字に変換



【知的障害】

抽象的な事柄を視覚的に理解



【肢体不自由】

身体の状態に応じた入出力機器



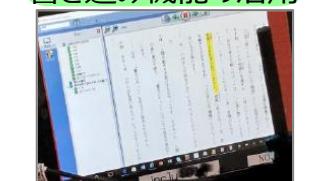
【病弱】

遠隔ロボットの活用



【発達障害】

読み上げ機能や書き込み機能の活用



など

令和6年11月13日 中央教育審議会
デジタル学習基盤特別委員会資料 より

デジタル学習基盤の整備



合理的配慮の基礎となる環境整備

多様な形式による
情報提供

一人一人に合った
教材の提供

通信ネットワークを
活用した学習参加

自分に合った
入力・出力方法の活用

特別支援教育における1人1台端末の活用事例①

困難さに応じたリフロー機能の活用【視覚障害】

デジタル教科書に備わっているリフロー機能を活用することで、見え方に応じて児童が読みやすい横書きのレイアウトに変換することができるようしている。（合理的配慮の提供）

単眼鏡で大画面を確認する活動を取り入れて、単眼鏡を活用する時間を設定するようしている。（自立活動の関連付け）



詳細はこちら
(文科省HP)



12 特別支援 令和3年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」

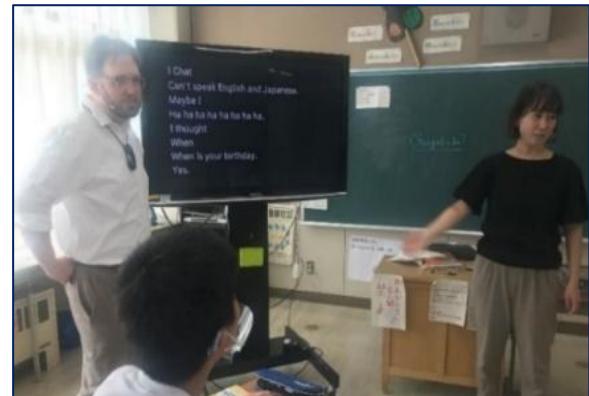
即時的な情報保障としての活用【聴覚障害】

A L Tが専用のマイクを装着し、話す音声を1人1台端末等で文字変換させ、それを大型ディスプレイに英語で表示している。

表示されたテキストを読む学習活動は、既習事項を活用して、その内容を理解することにもなることから、生徒の主体的な活動や外国語学習に対する意欲の喚起につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



カメラ機能を使って話の構成や内容を整理【知的障害】

日常生活で会話を楽しみ、友達同士で話合いを行うことができるが、発表や作文に苦手意識が強く、話の構成や内容を整理することが不得手である。

そこで、筋道を立てて整理する力を養い、自分の思いや考えを伝える力を身に付けて筋道を立てて説明できしたことへの成功体験が自信につながるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



特別支援教育における1人1台端末の活用事例②

支援機器等を組み合わせた活用【肢体不自由】

仰向けでの姿勢を保持したまま、学習する必要があるため、ディスプレイを2台活用している。

メインディスプレイには学習プリント、サブディスプレイにはデジタル教科書を映し、視線入力装置で学習プリントに文字を入力したり、サブディスプレイを見ながら、単語や英文の用法を確認したりできるようにしている。

外国語科のデジタル教科書を使った学習では、リフロー（読み上げ）機能を使用することで、単語と音韻との関係を理解できるようにしている。



詳細はこちら
(文科省HP)



テレプレゼンスロボットの活用【病弱】

＜据え置き型＞教室で授業を受けている児童生徒と病室から遠隔で授業を受けている児童が個々に支援を行わなくても進めていけるスピード感・一体感が、「つながり」を感じることができるようにしている。

＜自走型＞自分で操作して見たい所に行き、得たい情報や新しい発見ができた時には、「自分で探した」という達成感を味わうことができるようになっている。



詳細はこちら
(文科省HP)



書くことの困難さをICT端末で軽減【発達障害】

自分の得意・不得意や、パフォーマンスを最大限発揮できる方法を本人自身が知るように働きかけたり、人と異なる方法でも自分自身がその必要性を実感できるようにしたりしている。

（通級による指導において、視写や聴写を筆記とICT端末の活用によるタイピングの両方で実施したところ、写真のような明らかな違いが見られた。）



詳細はこちら
(文科省HP)

中学校は一年生一クラスあります。二年生一クラスあります。三年生一クラスあります。中学校では主に社会に出るための授業が多いです。たとえば道徳、小学校でもあります。中学校ではどのような授業をいくつかなどの答えのないものをお答えをしやすくなります。中学校は面白い行事がたくさんあります。合唱コンクール。合唱コンクールは「クニアイ。」その中の優秀なクラスを決めます。他には体育祭。学校で行われるスポーツ大会や「体育祭」と呼ぶあります。小学校が「運動会」、中学校・高校で「運動会」と呼ぶことが多いのです。この分けられているのは、運動会は運動競技を楽しむものです。でも、体育祭は授業の目的達成のための行事はいろいろありますので楽しみにして下さい。

タイピングの場合

筆記の場合